

# 第31号議案

令和3年9月22日  
任用給与課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和3年9月21日付3議事第200号をもって東京都議会議長より照会のあった議案（別添）に係る意見については、下記のとおり回答する。

## 記

議案名	
1	第161号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
2	第162号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
3	第173号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
4	第177号議案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
意見	
異議ありません。	

## 1 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例

サービスの宣誓における手続の見直しに伴い、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<b>職員のサービスの宣誓</b> 第2条第1項	<b>【手続のデジタル化に伴う規定の見直し】</b> ○ 上司面前での署名に係る規定を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみ規定 <b>【文言整備】</b> 「但し」→「ただし」
<b>施行期日</b> 附則	公布の日（令和3年10月20日予定）

【参考】別記様式1（公営企業職員、教育公務員、警察職員及び消防職員を除くその他の職員）

### 宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名

## 2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新型コロナウイルス感染症対策の実施状況を踏まえ、防疫等業務手当に関する特例を追加するため、所要の改正を行う。

項 該 目 目 文	内 容
<b>防疫等業務手当に関する措置</b> 本体附則第3項	<b>【新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合の特例】</b> ○ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種業務を対象に追加 (手当額は5,000円以内で人事委員会の承認を得て規則で定める)  <b>【参考】</b> 大規模接種会場での新型コロナウイルス感染症に係る予防接種 →厚生労働省の通知に基づき、特例的に歯科医師、臨床検査技師 又は救急救命士による接種が可能 ※総務省通知（技術的助言）では、予防接種に従事した救急救命士に特殊勤務手当の支給を想定
<b>施行期日</b> 附則	公布の日（令和3年10月20日予定） ただし、令和3年6月12日から適用

### 3 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

災害対策基本法の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

項 該 当 条 目 文	内 容
<b>特別救助手当</b> 第15条第1項第2号	<p>【災害対策基本法の一部改正に伴う文言整備】</p> <p>(現 行) 「<u>避難勧告</u>、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置」            ↓            (改正後) 「避難指示、立入禁止、退去命令等の措置」</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>【参考】 災害対策基本法等の一部を改正する法律              (令和3年5月10日公布、令和3年5月20日施行)</p> <p>内容：災害時における円滑かつ迅速な避難の確保等を図る目的で、              「避難勧告、避難指示」が「避難指示」に一本化</p> </div>
<b>施行期日</b> 附則第1項	公布の日（令和3年10月20日予定）
<b>経過措置</b> 附則第2項	施行日前に従事した業務について施行日以後に支給する場合 → 従前の例による

### 4 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

救出救助手当について「3」と同様の改正を行う。

3 議事第 2 0 0 号  
令和 3 年 9 月 2 1 日

東京都人事委員会委員長  
青 山 侑 殿

東京都議会議長  
三 宅 し げ き  
( 公 印 省 略 )

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について（照会）

令和 3 年第 3 回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 5 条第 2 項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

#### 記

- 1 第 1 6 1 号議案 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第 1 6 2 号議案 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 3 第 1 7 3 号議案 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
- 4 第 1 7 7 号議案 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

# 条 例 改 正 案 文 一 覧

## ～ 目 次 ～

- 1 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 警視庁職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 4 東京消防庁職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（5頁）

第百六十一号議案

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

職員の服務の宣誓に関する条例（昭和二十六年東京都条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、任命権者の定める上級の公務員の前で」を削り、「に署名」を「を任命権者に提出」に、「但し」を「ただし」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

職員の服務の宣誓に関する政令の一部を改正する政令（令和三年政令第六十八号）の施行を踏まえ、服務の宣誓に係る規定を改める必要がある。

第百六十二号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第六条第一項第一号に規定する場合のうち」を削り、「については」の下に「、第六条第一項第一号中「又は」とあるのは「予防接種を行う業務に従事したとき、又は」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「同号」を「同条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例附則第三項の規定は、令和三年六月十二日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当の支給範囲の特例を定める必要がある。

第七十三号議案

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項第二号中「、避難勧告」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給するものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。



第百七十七号議案

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例  
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十七号）の一部を次のように改正する。  
第七条第一項第三号中「、避難勧告」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に、この条例による改正前の東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例に規定する業務に従事したことにより支給することとなった特殊勤務手当で、施行日以後に支給されるものについては、なお従前の例による。

（提案理由）

災害対策基本法等の一部を改正する法律（令和三年法律第三十号）の施行による災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

# 条 例 改 正 新 旧 対 照 表

## ～ 目 次 ～

- 1 職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例（2頁）
- 2 東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（3頁）
- 3 警視庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（4頁）
- 4 東京消防庁職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（5頁）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条（現行のとおり） （職員の服務の宣誓）</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、別記様式による宣誓書を任命権者に提出してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第三条（現行のとおり） 別記様式一から様式五まで（現行のとおり）</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条（略） （職員の服務の宣誓）</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、任命権者の定める上級の公務員の前で、別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。但し、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第三条（略） 別記様式一から様式五まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第四十五条まで (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>1及び2 (現行のとおり)</p> <p>(防疫等業務手当に関する措置)</p> <p>3 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る業務(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、<u>第六条第一項第一号中「又は」とあるのは「予防接種を行う業務に従事したとき、又は」と、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは「五千円」と読み替えて、同条の規定を適用する。</u></p> <p>4から6まで (現行のとおり)</p>	<p>第一条から第四十五条まで (略)</p> <p>附則</p> <p>1及び2 (略)</p> <p>(防疫等業務手当に関する措置)</p> <p>3 <u>第六条第一項第一号に規定する場合のうち新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)であるものに限る。)に係る業務(人事委員会の承認を得て規則で定めるものに限る。)に従事した場合の防疫等業務手当の支給については、同条第二項第一号中「七百二十円」とあるのは、「五千円」と読み替えて、同号の規定を適用する。</u></p> <p>4から6まで (略)</p>

警視庁職員の特種勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第四十四号）新旧対照表（抄）

改正案	現行
<p>第一条から第十四条まで（現行のとおり） （特別救助手当）</p> <p>第十五条（現行のとおり）</p> <p>一（現行のとおり）</p> <p>二 災害対策基本法第六十条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動</p> <p>三（現行のとおり）</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第十六条から第二十九条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第十四条まで（略） （特別救助手当）</p> <p>第十五条（略）</p> <p>一（略）</p> <p>二 災害対策基本法第六十条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、<u>避難勧告</u>、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における被災者の救難、救助、警戒警備その他の警察活動</p> <p>三（略）</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第十六条から第二十九条まで（略）</p>

改正案	現行
<p>第一条から第六条まで（現行のとおり） （救出救助手当）</p> <p>第七条（現行のとおり）</p> <p>一及び二（現行のとおり）</p> <p>三 災害対策基本法第六十条、第六十一条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における活動</p> <p>2から4まで（現行のとおり）</p> <p>第八条から第二十一条まで（現行のとおり）</p>	<p>第一条から第六条まで（略） （救出救助手当）</p> <p>第七条（略）</p> <p>一及び二（略）</p> <p>三 災害対策基本法第六十条、第六十一条又は第六十三条、大規模地震対策特別措置法（昭和五十三年法律第七十三号）第二十六条その他の法令の規定に基づき、避難勧告、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がなされた区域内における活動</p> <p>2から4まで（略）</p> <p>第八条から第二十一条まで（略）</p>